

審査方法及び採点について（案）

1 採点による評価を行う選定

（1）堺市金岡公園プール・大浜公園プール及び堺市泉ヶ丘プール

書類審査及び面接審査を実施し、それぞれについて採点し、各審査における採点委員の合計得点を合算した総合計得点が最上位の応募団体を指定管理者候補者として選定する。

ただし、応募者が6団体以上の場合は、2段階審査を実施することとし、第1次審査として書類審査を行い、合計得点が上位の5団体を選定する。次に、第1次審査で選定された5団体を対象に第2次審査として面接審査を行い、第1次審査、第2次審査の総合計得点において最上位の団体を指定管理者の候補者として選定する。

（2）堺市都市緑化センター

面接審査が終了後、書類審査の内容も含めた点数を採点し、採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。

2 採点について

（1）堺市金岡公園プール・大浜公園プール及び堺市泉ヶ丘プール

| | | | |
|----------|-----------|-----------|--------|
| 5団体以下の場合 | 書類審査 | 面接審査 | 合計得点 |
| | 100点満点 | 100点満点 | 200点満点 |
| 6団体以上の場合 | 第一次審査（書類） | 第二次審査（面接） | 合計得点 |
| | 100点満点 | 100点満点 | 200点満点 |

※ 上記表中の合計得点は、一人当たりの点数とする。

「200点満点／人×採点委員数＝満点」（委員長は採点を行わない。）

例1：採点委員が4人の場合は800点

例2：書類審査及び面接審査共に採点委員が3人であった場合は、600点

※ 総合計得点において最上位の団体であっても、総合計得点が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。

※ 採点において、同点になった場合は、別添「資料5」のとおりとする。

（2）堺市都市緑化センター

総合計得点は、「100点満点／人×採点委員数＝満点」（委員長は採点を行わない。）

（例：採点委員が4人の場合は400点、3人の場合は300点）

※ 総合計得点において最上位の団体であっても、総合計得点が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。

※ 採点において、同点になった場合は、別添「資料5」のとおりとする。

※ 書類審査又は面接審査において欠席委員がいる場合の取扱いは次のとおりとする。

① 書類審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。

② 面接審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は採点できない。

3 採点作業について

採点については、自らがその施設の利用者であるという観点から行う。また、その施設や、採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点する。

以上の点を踏まえ、選定基準の全ての項目について採点を行う。

4 採点方法を指定する項目について

応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ点数を付与する。

| 該 当 要 件 | | 基礎点 |
|---|---|-----|
| 市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（少数第2位四捨五入）に応じて付与 | 2%以上4%未満 | 1点 |
| | 4%以上6%未満 | 2点 |
| | 6%以上8%未満 | 3点 |
| | 8%以上 | 4点 |
| 次の①～⑤の項目に該当する場合は、配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与。 （※ グループ応募の場合は、④の項目を除き、すべての者が満たしていること。） | | |
| ① | 次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、平成28年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 *障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者 | 2点 |
| ② | 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合 | 2点 |
| ③ | 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 | 2点 |
| ④ | 市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。） | 2点 |
| ⑤ | ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合 | 2点 |

5 採点を行う上での目安について

書類審査及び面接審査の採点は、以下の表を目安に行う。

| 採点基準 | 配点 5点 | 配点 10点 | 配点 15点 | 配点 20点 |
|----------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 特に優れている（高度な能力を有している） | 5点 | 10点 | 15点 | 20点 |
| 優れている（十分な能力を有している） | 4点 | 8点 | 12点 | 16点 |
| 普通（一応の能力を有している） | 3点 | 6点 | 9点 | 12点 |
| 多少不十分（多少能力が乏しい） | 2点 | 4点 | 6点 | 8点 |
| 不十分（能力が乏しい） | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 |
| 劣っている（能力がない） | 0点 | 0点 | 0点 | 0点 |

6 書類審査と面接審査の採点委員数が異なる場合の取扱いについて

（堺市金岡公園プール・大浜公園プール及び堺市泉ヶ丘プールのみに対応）

（例1）

書類審査：3人（A, B, C委員）出席、1人（D委員）欠席、合計250点
面接審査：4人出席、合計350点の場合

書類審査と面接審査間の配点の比重を維持するため、採点委員の少ない審査における各採点委員の合計得点に、以下の計算式により調整をかけるものとする。

（1点未満の端数があるときは、これを切り下げる。）

なお、その際の満点については、200点×採点委員の多い審査における採点委員数とする。

（計算式）

$$\text{採点委員の少ない審査における各採点委員の合計得点} \times \frac{\text{採点委員の多い審査における採点委員数}}{\text{採点委員の少ない審査における採点委員数}}$$

① 調整後の書類審査の合計得点

$$250 \text{（書類審査の合計得点）} \times \frac{4 \text{（面接審査の採点委員数）}}{3 \text{（書類審査の採点委員数）}} = 333.3 \text{点} \Rightarrow 333 \text{点}$$

② 総合計得点

$$333 \text{（調整後の書類審査の合計得点）} + 350 \text{（面接審査の合計得点）} = 683 \text{点}$$

③ 満点

$$200 \text{点} \times 4 \text{（面接審査の採点委員数）} = 800 \text{点}$$